

新型コロナウイルス感染症の入院医療体制の強化について

オミクロン株の感染拡大による入院医療のひっ迫を避けるため、一般医療とのバランスも考慮しながら、さらなる病床の確保等入院医療体制を強化する。

1 入院医療体制の整備

(1) 病床の拡大 1,417 床 ⇒ 1,499 床 (+82 床)

さらなる病床の確保に向けて、各病院と個別に協議を進め、新たに 82 床を確保

区 分	現 行	拡 充 後	差 引
病 床 数	1,417 床	1,499 床	+82 床
重 症	142 床	142 床	0 床

〔拡充病床の内訳〕

18 病院 82 床（公立公的 7 病院 34 床、民間 11 病院 48 床）

(2) 小児患者への医療ケアの強化

小児患者の増加を踏まえ、県立こども病院において、主に中等症以上の小児患者の受入を拡充（7 床→11 床、+82 床の内数）

2 症状に応じた適切な療養の実施

(1) 療養区分の徹底

各保健所と連携して、

- ①中等症(概ねⅡ程度)以上の者は入院
- ②中等症(概ねⅠ程度)の者は宿泊療養施設での療養
- ③軽症・無症状者は自宅での療養 をそれぞれ基本として、患者の症状に応じた適切な療養を実施（2月10日各保健所へ通知）

(2) 入院患者の転院促進

医療機関に対して、

- ①入院治療の必要性が低下した患者の宿泊療養施設への転送及び基礎疾患の治療等が必要な回復患者の回復者受入医療機関への転院の積極的な活用について、1月28日に要請
- ②国から、2月8日付けで、早期退院の判断目安(※)が示されたことを踏まえ、宿泊療養施設への転送等を積極的に進めるよう、再度要請

※国立病院機構の診療データベース(NCDA)（全国 67 病院）

全入院患者（n=1321 人）の中で、入院から 4 日目以降に中等症Ⅱ以上となった患者は 0.9% (=12 人/1321 人) ※1/5～1/28 の入院患者のデータ